令和5年9月議会 諮問説明資料

目 次

諮問第1号 退職手当支給制限処分に関する審査請求について … 1頁

総務企画局

諮問第1号

退職手当支給制限処分に関する審査請求について

1 諮問の理由

盗撮により懲戒免職処分を受けたことを理由に、令和4年8月12日付けで福岡市教育委員会が行った退職手当支給制限処分に対して、同年11月10日に、元職員から福岡市長に対する審査請求が行われたため、裁決をするに当たり、地方自治法第206条第2項の規定に基づき、議会に諮問するもの。

2 審査請求の概要審査請求人

(1) 元福岡市立小学校 教頭



(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報 と認められるおそれのある情報については、 掲載しておりません。

(2) 処分庁

福岡市教育委員会

(3) 審査庁

福岡市長

(4) 審査請求の趣旨

「福岡市教育委員会の令和4年8月12日付け審査請求人に対する、退職手当支給制限処分を取り消す」との裁決を求める。

(5) 審査請求の対象となった処分の内容及び経緯

① 退職手当支給制限処分の内容

福岡市職員退職手当支給条例(以下「本市条例」という。)第 16 条第 1 項の規定 により、退職手当 17,429,584 円の全部を支給しない。

② 退職手当支給制限処分の経緯

令和4年5月22日(日)

13 時頃~

- 博多区の商業施設において、審査請求人が手に持ったスマートフォンを 用いて、女性のスカートの中を盗撮した。
- 女性と一緒にいた男性に盗撮を怪しまれていることを察知し、審査請求 人が商業施設の外へ逃走を開始したところ、男性が審査請求人を追いか け、警察に通報した。
- 審査請求人は逃走中に、自身のスマートフォンに保存していた複数の動 画を削除した。
- 審査請求人は、男性の通報により臨場した警察官に任意同行を求められ、博多警察署において事情聴取を受けた。

19 時 30 分頃~

○ 処分庁が審査請求人に対する事情聴取を実施した。(以降、7月25日までの間に計6回、審査請求人に対する事情聴取を 実施)

令和4年7月4日(月)

○ 審査請求人が福岡県迷惑行為防止条例違反の容疑で書類送検された。

令和4年8月12日(金)

○ 処分庁が審査請求人に対して、懲戒免職処分を実施し、さらに、退職手当 支給制限処分(以下「本件処分」という。)を実施した。

令和4年11月10日(木)

○ 審査請求人から市長に対して、本件処分の取消しを求める審査請求が行わ れた。

令和5年6月26日(月)

○ 審査庁に審理員意見書が提出された。

3 当事者の主張及び審理員意見の概要

(1) 審査請求人の主張要旨

以下の点から、退職金の全部を不支給とした処分庁の判断には<u>裁量の逸脱・濫用が</u>ある。

- 被害者と示談しており、本事件は、起訴猶予処分を受け終結している。
- 審査請求人に同種の前科・前歴はない。
- 本事件は常習犯として捜査されたものでないにもかかわらず、処分庁は常習性を 認定している。
- 既に懲戒免職処分を受け、また、教員免許取上げ処分を受ける予定であり、これ らの処分に対しては不服申立てを行う予定はない。
- 退職金は、賃金の後払いとしての性質を有するものであり、審査請求人の勤続期間が30年以上にわたり、その間の服務状況に問題がなかったことを考慮すると、 退職金の全部を不支給とする処分は重きに失する。
- 退職金の全部を不支給とするには、行為の性質・態様が相当程度悪質であり、かつ、重大な社会的影響等があるといった場合に限られるべきである。

(2) 処分庁の主張要旨

以下の点から、退職手当の全部を不支給とした処分に当たって、<u>裁量権の行使に逸</u>脱・濫用はない。

- 懲戒免職処分を受けて退職した者に対しては、「福岡市職員退職手当支給条例の解釈及び運用について」(以下「本市運用」という。)により、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、退職手当の全部を支給しないことを原則としている(国の運用方針と同様)。
- 退職手当支給制限処分に関する処分庁の裁量権の行使については、社会観念上著しく妥当を欠いて、裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められる場合でない限り、違法とならないというべきである。
- 公務員の退職手当の法的性格は、勤続報償としての性格を基調とするものであ る。
- 本件盗撮は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(以下「児童生徒性暴力等防止法」という。)及び「福岡県迷惑行為防止条例」に違反するとともに、審査請求人は過去にも同様の行為に及んでいたことから、その悪質性は重大であり、例外的に、退職手当の一部不支給にとどめる場合に該当しないことは明らかである。

○ 審査請求人の職責、非違行為に至った経緯、公務の遂行に及ぼす支障の程度、信用失墜の程度を踏まえると、本件処分に当たり、裁量権の行使に逸脱・濫用はない。

(3) 審理員意見の概要

以下の点から、本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

- 懲戒免職処分を受けて退職した者に対する退職手当の支給については、本市条例 第 16 条第 1 項において、非違の内容及び程度等を勘案して、全部又は一部を支給 しないこととする処分を行うことができる旨規定しており、その運用については、 本市運用において、国家公務員と同様、非違の発生を抑止するという制度目的に留意し、退職手当の全部を支給しないことを原則とし、一部不支給にとどめることを 検討する場合は、非違の内容及び程度が一定の事由に該当する場合に限定している。
- 公務員の退職手当の性格が、勤続報償としての性格を基調としつつ、賃金の後払いとしての性格及び退職後の生活保障としての性格も有する複合的なものであることを前提としても、退職手当支給制限処分の制度目的や、その行使は退職手当管理機関の裁量に委ねられていると解されることを踏まえると、処分庁が本市運用に照らし判断を行うことは相応の合理性が認められるというべきである。
- 本件について、児童生徒や他の教員の模範となるべき立場にある審査請求人が盗 撮に及んだことは強い非難を免れない。
- 本件盗撮は児童生徒性暴力等防止法で禁止される児童生徒性暴力等に該当し、研修等を通じて処分庁による服務指導を受けてきたにもかかわらず、自己の嗜好及び 欲求を満たすために盗撮に及んだことは非常に悪質であるというべきである。
- 審査請求人の供述内容から、審査請求人による盗撮行為は以前から繰り返し行われていたことは明らかであり、処分庁が常習性を認定したことも不合理とはいえない。
- 本件盗撮が本市運用で定める退職手当の一部不支給にとどめることを検討する場合に該当しないことは明らかである。
- 審査請求人は、逃走中に自身のスマートフォンに保存されていた本件盗撮を含む 複数の動画を削除していることが認められ、この点は非難されるべきものといえ る。
- 小学校の教頭の職にある審査請求人が本件盗撮に及んだことにより、福岡市教育 に対する市民の信頼が著しく損なわれ、公務の遂行に大きな影響を与え一定の支障 を生じさせるものであるといえる。

- 以上の事情を考慮すると、審査請求人のこれまでの勤務期間において服務状況に問題がなかったことや、反省の弁があることを踏まえてもなお、処分庁が本市運用に照らし、退職手当の一部不支給にとどめるべき場合に該当するとは認められないと判断し、本市条例第16条第1項の規定により本件処分を行ったことが、社会観念上著しく妥当性を欠くものであるとまでは認められない。
- 審査請求人が主張する、被害者と示談していること、起訴猶予処分を受け終結していること、常習犯として捜査されたものではないこと、同種の前科・前歴がないこと、懲戒免職処分を受けたこと、教員免許取上げ処分を受ける予定であることとの事情は、処分庁の判断を覆すようなものであるとは認められないと評価するのが相当である。
- 処分庁が本市運用に照らし行った本件処分について、裁量権の逸脱又は濫用は認められず、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 審査庁の判断

(1) 結論

処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点はなく、<u>審査請求は棄却されるべき</u>である。

(2) 考え方

- 退職手当支給制限処分に係る判断については、退職手当管理機関の裁量に委ねているものと解すべきであり、退職手当支給制限処分に係る判断が社会観念上著しく妥当を欠いて裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したと認められる場合に違法であると判断すべきである(令和5年6月27日最高裁第三小法廷判決)。
- 本件については、審理員意見と同様、非違の内容及び程度は非常に悪質かつ重大であり、退職手当の一部不支給にとどめることを検討する場合に該当しないことは明らかであり、その他、職務及び責任、非違に至った経緯、非違後における言動、公務の遂行に及ぼす支障の程度、公務に対する市民の信頼に及ぼす影響を勘案すると、被害者と示談していることや事件が起訴猶予処分により終結していること、同種の前科・前歴がないことなどの事情は、処分庁の判断を覆すような事情とまでは認められないと評価すべきである。
- したがって、本件処分に裁量権の逸脱・濫用は認められない。

参考資料 1 関係法令(抜粋)

○ 福岡市職員退職手当支給条例

- 第 16 条 <u>退職をした者が次の各号のいずれかに該当するとき</u>は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(中略)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する市民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の<u>退職</u>手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
 - (1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者
 - (2) (略)
- 2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。
- 3 (略)

○ 福岡市職員退職手当支給条例の解釈及び運用について

第16条関係

- 1 <u>非違の発生を抑止するという制度目的に留意</u>し、一般の<u>退職手当等の全部を支給しないこと</u> とすることを原則とするものとする。
- 2 一般の<u>退職手当等の一部を支給しないこととする処分にとどめることを検討する場合</u>は、本 条第1項に規定する「当該退職をした者が行った<u>非違の内容及び程度</u>」について、<u>次のいずれ</u> かに該当する場合に限定する。その場合であっても、公務に対する市民の信頼に及ぼす影響に 留意して、慎重な検討を行うものとする。
 - (1) 停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合
 - (2) 懲戒免職等処分の理由となった非違が、正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみである場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - (3) 懲戒免職等処分の理由となった非違が過失(重過失を除く。)による場合であって、特に参酌すべき情状のある場合
 - (4) 過失(重過失を除く。)により禁錮以上の刑に処せられ、執行猶予を付された場合であって、特に参酌すべき情状のある場合

$3 \sim 7$ (略)

〇 地方自治法

- 第 206 条 <u>普通地方公共団体の長以外の機関がした</u>第 203 条から第 204 条まで又は前条の規定による<u>給与その他の給付に関する処分についての審査請求</u>は、法律に特別の定めがある場合を除くほか、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、<u>当該普通地</u>方公共団体の長に対してするものとする。
- 2 普通地方公共団体の長は、第 203 条から第 204 条まで又は前条の規定による給与その他の給付に関する処分についての<u>審査請求がされた場合には、</u>当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。
- 3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 4 (略)

福岡市教育委員会職員懲戒処分の指針

第3 標準例

- 4 公務外非行関係
 - (15) 公然わいせつ・盗撮等

公然わいせつ、<u>盗撮</u>その他のわいせつな行為を行った職員は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、常習性又は計画性が認められるときは、免職とする。

参考資料 2 審査請求の流れ

